

平成 26 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等
(建設局, 住宅都市局, 神戸新交通㈱)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計 ア 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 本工事は、東灘区における駅前広場整備工事である。 本市では、すべての人にとって使いやすい道路となるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を策定し、様々な道路整備に適用している。 マニュアルでは、視覚障がい者の安全性・利便性の向上を図るために、視覚障がい者誘導用ブロックの設置方法などを規定している。 しかし、本工事では階段部において、視覚障がい者誘導用ブロックがマニュアルどおりに設置されていなかったため、誘導が不十分となっていた。 すべての人にとって使いやすい道路とするため、マニュアルに基づき適切に設計・整備すべきである。 (建設局東部建設事務所) [No. 1 阪急御影駅前広場整備工事]	設計するにあたって「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を熟知していなかったこと及び設計照査が不十分であったことが原因である。 事務所内において、平成 27 年 3 月 6 日に勉強会を開催し、マニュアルに基づく適切な設計及び照査を行うよう周知徹底した。 なお、現地の手直しは平成 27 年 3 月 6 日に完了した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ア 残土処分費の積算 本工事は、兵庫区における小学校の新築工事である。 建築工事に伴い発生する残土処分の積算は、現場から処分地までの運搬費と、処分地での処分料を、それぞれ標準単価により計上して加算した金額としている。 しかし、本工事では、地盤改良に伴う残土処分の積算において、誤って建設汚泥処分料の単価を採用していたため過大となっていた。 工事積算は正確に行うべきである。 (住宅都市局建築技術部建築課) [No. 44 (仮称)兵庫区北部東・中央区統合小学校新築工事]	これは、地盤改良における掘削物の取扱いに対する認識に誤りがあったことが原因である。こういった積算ミスをなくす取り組みとして、チェックを確実に行うための「積算チェックリスト」の適用に加えて、照査等によるダブルチェックを行っているところである。 今後このようなことがないように、改めて平成27年3月4日の課内会議にて周知徹底した。さらに当部への転入時や日常業務の中で計画的に研修を実施していく。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 イ 施工単価の算出 本工事は、神戸新交通ポートアイランド線の橋梁の耐震補強工事であり、落橋防止装置については、高力ボルトにより橋梁への取り付けを行っていた。 神戸新交通㈱では、国土交通省や神戸市の基準にない歩掛については、その他の公表されている歩掛や見積書を採用することとしている。 本工事の高力ボルト本締工は、その他の歩掛を使用して積算を行っており、当該歩掛によれば、高力ボルト本締工の施工単価は、総本数をもとに算出することとされている。 しかし、本工事では施工単価の算出において、総本数を誤ったため過大となっていた。 工事積算は正確に行うべきである。 (神戸新交通㈱運輸技術部施設課) [No.93 ポートアイランド線耐震補強工事(その10)]	施工単価の算出において、高力ボルトの総本数を誤ったため過大積算となったのは、最新の設計数量表で施工単価を算出すべきところを、古い設計数量表にもとづき積算したことが原因であった。 工事積算は正確に行うべきものであり、今後はこのようなことがないよう、設計・積算・照査の各段階で細やかなチェックを心がけることを平成27年2月6日及び3月6日の課内会議で周知徹底した。また、継続的にあらゆる機会をとらまえて周知徹底していく。 過大積算となった施工単価の修正は、受注者と協議の上、平成27年3月23日に現地精査による数量変更と合わせて、設計変更を行い是正した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ウ 間接工事費の対象額の算定 本工事は、東灘区における駅前広場整備工事である。 「神戸市土木工事標準積算基準書」では、間接工事費の率計算による額を算定する際の対象額の算定方法が定められている。 しかし、本工事ではその対象額を算定する際に、一部の材料費について基準書と異なる取扱いをし、対象額に含めていなかったため過小となっていた。 基準書に基づき、適切に積算すべきである。 (建設局東部建設事務所) [No. 1 阪急御影駅前広場整備工事]	本工事で使用した一部の材料費について「神戸市土木工事標準積算基準書」の適用に誤りがあったこと及び設計照査が不十分であったことが原因である。 事務所内において、平成 27 年 3 月 6 日に勉強会を開催し、基準書条件の適用について十分理解するとともに適切な照査を行うよう周知徹底した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約 ア 製造その他請負契約約款の徹底 「製造その他請負契約約款」では、「請負人は本市の書面による事前の承諾なくして、この契約の一部を他人に履行させてはならない」と定められている。 しかし、以下の業務では、下請負人に契約の一部を履行させていたが、書面による事前の承諾がなかった。 約款に基づき適正に契約を履行するよう、請負人を指導すべきである。 (建設局中央水環境センター施設課) [No.37 西部処理場 2 号消化槽攪拌機改修] [No.40 西部処理場中央監視設備保守点検]	本指摘事項は、いずれも平成 25 年度に実施していた業務だが、下請負人の一部履行に際し、書面による事前の承諾をしていなかった。 これについては、平成 25 年度第 2 期定期監査においても、他部局で同様の指摘があり、平成 26 年度より書面による事前の承諾を行うようにした。 また、本指摘を受けて、「設備担当係長会議」(平成 27 年 2 月 5 日開催)、「設計監督研修部会」(平成 27 年 2 月 18 日開催)、「設計・監督担当者勉強会」(平成 27 年 2 月 27 日)及びその他各種連絡会議を通じて、本指摘事項と書面による事前承諾の徹底について周知するとともに、それぞれの所属で係会議を行い、関係職員全員へ周知徹底した。 今後、約款に基づき万事遺漏のないような業務履行となるよう、あらゆる機会を通じて関係者に周知する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ア 屋外地中埋設標の設置 本工事は、東灘区の児童館新築機械設備工事である。 「神戸市建築機械設備工事特記仕様書」では、屋外地中配管の埋設位置を表示するために、地表に埋設標を必要に応じて設置することとしている。 しかし、本工事では、特記仕様書において屋外地中給水配管埋設標の設置を必要としていたが、埋設標が設置されていなかった。 適切に施工するよう、請負人を指導，監督すべきである。 (住宅都市局建築技術部設備課) [No.58 (仮称)御影北児童館新築機械設備工事]	これは、地中埋設標の設置を特記仕様書で指定していることを失念していたことが原因である。本工事は担保期間中の案件であり、必要であった地中埋設標を平成 27 年 4 月 15 日に設置した。 今後このようなことがないよう、平成 27 年 2 月 26 日の課内会議で、地中埋設標の設置についてあらためて周知徹底した。また、工事監理において請負人に対して地中埋設標の設置箇所について指導し、再発防止に努めていく。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 イ 指定路線における検定合格警備員の配置 本工事は、神戸新交通ポートアイランド線の桁下における駐車場の整備工事である。 工事で交通誘導員を設置する場合、「兵庫県公安委員会告示第 139 号」で指定する路線においては、「警備業法」第 18 条に基づく検定合格警備員の配置が義務付けられている。 しかし、本工事では、指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していたが、検定合格警備員が配置されていなかった。 法令を遵守するよう、特記仕様書に条件を明示するとともに請負人を適切に指導すべきである。 (神戸新交通㈱運輸技術部施設課) [No.94 ポートアイランド線ポートピア大通り駐車場整備工事(その 1)]	指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していたが、検定合格警備員が配置されていなかった原因は、ポートアイランド線橋梁下で歩道部分にあたる駐車場のみでの整備工事であり、検定合格警備員が必要でないと判断したためであった。 しかし、結果的には一部車道にかかる作業を行っていたこともあり、今後は、歩道、車道を問わず、指定路線での工事の際は検定合格警備員を配置するよう、特記仕様書に明記を行い、施工業者に対しても指導するよう、平成 27 年 2 月 6 日及び 3 月 6 日の課内会議で周知徹底した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ウ 工事の安全管理 工事の安全管理は、作業員の安全の確保だけでなく、第三者に対する危害・迷惑の防止を目的としており、工事の管理の中で非常に重要な事項である。 しかし、工事の安全管理上、以下のような不適切な施工事例が見られた。 安全にかかる不徹底であり、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。 ① 道路上の工事については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが、不十分であったもの（建設局中部建設事務所） [No.13 生田北 235 号線歩道改良工事] ② 車両の通行を想定していない歩道において、路面の保護なしに工事用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材等が破損する恐れがあったもの（建設局西建設事務所） [No.17 有瀬池上線歩道段差解消工事(その3)]	① [No.13] 請負人の安全に対する認識不足ならびに監督員による請負人への指導及び確認が十分でなかったことが原因である。 指摘の内容については、平成 27 年 2 月 10 日、安全推進担当課長以下 18 人が出席した会議の中で、今回の指摘内容を報告し、再発防止を周知徹底した。また、平成 27 年 3 月 5 日には 18 人が出席して、指摘内容について勉強会を開催し、安全管理について研修を行った。 (建設局中部建設事務所) ② [No.17] 当該箇所付近に民地への乗り入れがあったことから、車両乗り入れが可能であると現場代理人が勘違いしたことが原因である。 平成 27 年 3 月 3 日に所内で勉強会を開催し、「原則として歩道に乗り上げない施工をすること、また、現場の状況上、止むを得ず歩道上で作業する際には、舗装保護のための必要な措置を講ずること」を請負人に対して指導するよう職員に周知徹底した。 (建設局西建設事務所)	措置済 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ウ 工事の安全管理 ③ 歩道橋の屋根シェルターの補修の際、落下物に対する防護がなされていなかったもの (建設局中部建設事務所) [No.23 ハーバーランド北ブリッジ補修工事]	③ [No.23] 請負人の安全に対する認識不足ならびに監督員による請負人への指導及び確認が十分でなかったことが原因である。 指摘の内容については、平成 27 年 2 月 10 日、安全推進担当課長以下 18 人が出席した会議の中で、今回の指摘内容を報告し、再発防止を周知徹底した。また、平成 27 年 3 月 5 日には 18 人が出席して、指摘内容について勉強会を開催し、安全管理について研修を行った。 (建設局中部建設事務所)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ウ 工事の安全管理		
⑤ 高所作業床の端での作業において、安全帯の使用等による墜落防止の措置を講じる必要があったもの (住宅都市局建築技術部設備課) [No.78 本庁舎放送設備・照明制御端末器更新他工事] (住宅都市局建築技術部建築課) [No.50 木津小学校エレベーター棟増築その他工事]	⑤ [No.78] これは高さ約 3mでの作業で、作業員の安全に対する油断が生じたことが原因である。 今後このようなことが無いよう平成 27 年 2 月 26 日の課内会議において周知徹底した。また、請負人に対し法令の規定事項はもちろん、安全上必要な事項については、下請の作業者に至るまで周知徹底するよう指導していく。 (住宅都市局建築技術部設備課)	措置済
	⑤ [No.50] これは、足場の 2 段目、高さ約 3.5mだったため、作業員に安全に対する油断が生じたことが原因である。 安全意識の向上のために、これまでも請負業者や下請業者に対して安全講習会を開催しているが、今後このようなことがないよう、同講習会等を通じて請負業者や下請業者に対して指導していく。 また、職員に対しても、改めて平成 27 年 3 月 4 日の課内会議にて周知徹底を行い、さらに適宜、職員向け研修でも、安全管理について周知徹底していく。 (住宅都市局建築技術部建築課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ウ 工事の安全管理 ⑥ 既設電光掲示板解体時の鉄骨溶断作業において、保護具を使用せずに作業を行っていたもの (住宅都市局建築技術部設備課) [No.80 ポートアイランドホール大型映像装置更新工事]	⑥ [No.80] これは、請負人は現場への新規入場者に対する教育の中で、当該作業者に対し、溶断作業に必要な資格の保有者であることを確認するとともに、適切な保護具の使用を指導していたが、当該作業者において、一時的に保護具使用ができていなかったことが原因である。今後、このようなことがないように平成 27 年 2 月 26 日の課内会議において周知徹底した。また、請負人に対し法令の規定事項はもちろん、安全上必要な事項については、下請の作業者に至るまで周知徹底するよう指導していく。 (住宅都市局建築技術部設備課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望 ア 非常時の使用に配慮した設計（設計） 本工事は、兵庫区の小学校新築ガス設備工事である。 住宅都市局建築技術部設備課設計要領では、小学校等の調理設備を有する避難所において、非常時に都市ガス供給が途絶した場合でも、CNG移動式ガス発生装置を設置すれば調理が可能のように、その接続口を設けるよう定めている。 しかし、本小学校では接続口が道路境界に近接した狭隘な場所に設置されており、実際にCNG移動式ガス発生装置を使用する場合、歩道または消防用車両進入通路上に置かざるを得ない設計となっている。 このような非常時に対応する設備が通行または消防活動に支障がでないよう、実際の使用に配慮した設計をされるよう要望する。 ※CNG移動式ガス発生装置 ボンベに充填した圧縮天然ガスを減圧して施設に直接供給する装置。主にガス供給事業者が車載型の装置で保有している。 （住宅都市局建築技術部設備課） [No.62 （仮称）兵庫区北部東・中央区統合小学校新築ガス設備工事]	これは、限られたスペースを活用して、非常時でも可能な範囲でガス設備が使用できるように設計したものであるが、非常時用ガス設備の使用時に、消防活動等で車両が進入する場合には支障があり、使用を一時中止せざるを得ない状態になっている。 今後の設計においては、このような非常時に使用する設備については、想定される進入車両の活動に必要なスペースの確保に留意していくよう、平成27年2月26日の課内会議で周知徹底した。	措置済